

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和5年2月28日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	小	泉	栄正
同	西	沢	利一

措置の通知書

令和4年度 定期監査（前期）（4監査第42号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 収入事務について【重点項目】 (2) 調定事務を適正に行うべきもの （報告書2ページ）</p> <p>行政財産使用料（清涼飲料自動販売機の設置使用料）について、市有財産条例では、使用料は使用許可の際に使用者から徴収すると定めているが、4月1日付けでの使用許可に対し許可書に記載されていた納入期限後の7月1日に調定していた。 条例に基づき、適正な調定事務を行われたい。 （大岡支所）</p> <p>2 契約事務について【重点項目】 (1) 契約締結を適正に行うべきもの （報告書2ページ）</p> <p>ア 七二会支所駐車場等用地の土地賃貸借契約について、賃借料を履行完了前に支払っていた。また、長期継続契約の自動更新に当たり財政課の合議がされていなかった。 市財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。また、土地賃貸借契約書に支払期日を明示するよう改善されたい。 （七二会支所）</p> <p>ウ 若穂支所庁舎定期・特別清掃業務委託について、仕様書において「業務開始前に委託者（市）に提出し、その承認を得る」旨を定めている年間計画書及び業務従事者名簿の提出を受けていなかった。また、年間の委託料の支払を4回に分けているが、各回の「業務（一部）完了届」及び「請求書」に、清掃実施日や清掃の種類並びに実施日の記載がないため、支払額の算定根拠が不明瞭であった。 受託者に提出を求める書類については、その必要性を精査するとともに、支払回数及び支払額の算定根拠を仕様書に明記する等改善を図られたい。 （若穂支所）</p>	<p>支所における行政財産使用許可事務について、調定予定表を作成し、所属内で確認・共有することで、職員の失念等を原因とする遅滞を防ぐこととした。 あわせて、市有財産条例を再確認し、条例に基づいた適正な事務を行うことを所属職員に周知し、改善を図った。 （大岡支所）</p> <p>指摘事項については、市財務規則に基づき事務処理を行うよう職員間で確認を行った。 賃借料の支払については、履行完了日以降に支払うことで改善を図る。また、合議については、長期継続契約について令和4年6月に合議処理を行った。 支払期日の明示については、次回更新の際、土地賃貸借契約書に明示することで改善を図る。 （七二会支所）</p> <p>年間計画書及び業務従事者名簿の提出を受けていなかったことについては、令和3年度において失念していたことによるものであり、令和4年度からは是正した。年間の委託料の支払については、各回の「業務（一部）完了届」及び「請求書」に、清掃実施日や清掃の種類及び実施日の記載がない旨の指摘を受け、令和4年度途中からは是正した。 また、支払に係ることについては、令和5年度の契約から仕様書に明記することとした。 （若穂支所）</p>

措置の通知書

令和4年度 定期監査（前期）（4監査第42号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3 補助金等の交付事務について (1) 適正な補助金交付事務を行うべきもの （報告書3ページ）</p> <p>ア 支所発地域力向上支援金について、事業実施計画書及び収支予算書に記載された事業のうち、「電力会社の給電工事」を実施せず、代わりに当該工事費として計上した経費を計画書等に記載のない物品の購入に充てていたが、変更承認申請手続を行うことなく、対象経費と認め支援金を交付していた。 （若穂支所）</p> <p>イ 同支援金の事業内容の変更について、団体との協議が事業完了後となっていた。 （若穂支所）</p> <p>ウ 同支援金の実績報告書に添付の収支決算書及び事業実施報告書の内容に変更があったにもかかわらず、変更前の事業内容（給電工事）が記載されたまま受理し、交付確定をしていた。 事業計画書及び収支予算書の内容を精査した上で交付決定を行うとともに、やむを得ず事業内容に変更が生じた場合の団体に対する事前相談及び変更申請手続の指導を行い、市支所発地域力向上支援金交付要綱に基づき、適正な補助金交付事務を行われた。 （若穂支所）</p>	<p>当初の実施計画書と収支予算書に変更があった場合は、速やかに変更承認申請手続が必要な旨を、申請者に確実に周知するよう改善を図った。 （若穂支所）</p> <p>事業内容の変更の確認は、事業実施前に行うことを徹底した。 （若穂支所）</p> <p>支所発地域力向上支援金交付要綱を遵守し、事業の変更等確実に把握し、必要な手続を遺漏なく行うため、申請者に対して手続に係る指導・説明をこれまで以上に丁寧に行うこととし、改善を図った。 （若穂支所）</p>
<p>4 財産管理について (1) 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの （報告書3ページ）</p> <p>ア 時間外保育利用料及び延長保育料申込書について、市保育所等における時間外保育及び延長保育の実施に関する要綱に基づき利用開始前までに提出すべきところ、申請日が未記入のまま受理したため申請日が不明な事例があった。 要綱に基づき、適正な事務処理を行われた。 （東部保育園）</p>	<p>保護者から申込書の提出があった際は、記入漏れや誤記入がないか、受取人だけでなく、ダブルチェックのため複数の職員で必ず確認するよう改善した。 （東部保育園）</p>

措置の通知書

令和4年度 定期監査（前期）（4 監査第 42 号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>イ 一時預かり保育の実施に関する申込書について、市保育所等における一時預かり保育の実施に関する要綱に基づき利用開始前までに提出すべきところ、後日に申込書を受理していた事例があった。</p> <p>要綱に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（山王保育園）</p>	<p>一時預かり保育の申込みについては、利用開始の前日までであることを全職員で再確認し、申込書の受理については、複数の職員で必ず確認するよう改善した。</p> <p style="text-align: right;">（山王保育園）</p>